

## 第5回 計画策定等に関するワーキンググループ 議事概要

---

開催日時：令和4年7月25日（月）16：00～16：57

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔ワーキンググループ〕 勢一智子座長（司会）、足立泰美構成員、磯部哲構成員、  
金崎健太郎構成員、原田大樹構成員

〔政府〕 加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室  
参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

- （1）各府省の計画策定等における見直しの検討状況について
  - （2）令和4年地方からの提案募集における「計画策定等」に係る提案について
- 

- 1 木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官から議事（1）「各府省の計画策定等における見直しの検討状況について」に関する説明があり、その後、質疑応答が行われた。

（木村参事官） 資料1は、地方からの提案募集に係る今年のスケジュールである。今年  
は、例年の流れに議題（1）の各府省の計画策定等における見直しに係るスケジュール  
が加わっている。

資料2は、昨年末からの流れを表した図である。

本ワーキングで取りまとめ、2月の有識者会議で決定された「計画策定等における地  
方分権改革の推進に向けて」では、まず、令和4年の方針として、令和4年の地方から  
の提案募集において見直すべき計画策定等に関する提案を重点的に募集し、関係府省と  
具体的な見直しに向けた検討を行うべきであるとの提言をいただき、3月から6月にか  
けて、計画策定等を重点募集テーマとして地方公共団体に対して提案募集を受け付けた。  
7月の有識者会議を経て、提案団体からのヒアリングを実施し、各府省から一次回答を  
いただいているところである。今後は、その内、計画策定に関する21件について、各府  
省からのヒアリングを8月1日、2日、4日に実施する。

2つ目として、内閣府において、各府省に対し、それぞれが所管する計画等に関して  
地方の自主性・自立性を高める観点から、同様の見直しを要請すべきであるとの提言を  
いただいた。それを受け、3月1日に各府省に対して見直しの検討依頼を行い、5月13  
日に検討状況の照会を行った。今後、この照会で得られた回答の中で、見直しについ  
ての検討を行っているとして回答があったものについて、本日のワーキンググループ終了  
後に、地方三団体を中心に全国知事会、市長会、町村、また議長会も考えているが、意  
見を伺った上で、9月の有識者会議に報告し年末の対応方針の決定に向けて調整してい  
きたい。

参考資料1は、5月13日に実施した検討状況の照会に関するものである。

資料3は、6月7日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針2022に、計画策定関係について記載されたものである。この内容は、本ワーキンググループで取りまとめていただいた基本原則を踏まえたものであり、今回、政府の方針として閣議決定された。こうした骨太の方針が各府省の計画策定等における見直しの検討状況の回答期限までに決定されているので、各府省において、本年2月の取りまとめや骨太の方針の内容を踏まえて回答をいただいているものと認識している。

参考資料2、3は、全国知事会、指定都市市長会から骨太の方針への掲載を高く評価する旨の意見が出されたものである。

資料4は、今回の各府省の見直しの検討状況の調査結果である。

今年6月1日現在での検討状況を照会したもので、調査票①と調査票②の2つを用いて調査をしている。調査票①は、法律に根拠がある計画を対象としたものであり、事務局で作成した計画のリストを提示の上、それぞれの計画について各府省に検討要請を行ったものである。調査票②は、政省令及び通知・マニュアル等により策定を要請している計画を対象としたものであり、これまで全体像が把握されてこなかったものであるが各府省自らリストを作り、それらの検討状況について回答いただいている。

次に、回答の選択肢であるが、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から何らかの見直しについての検討を行っているもののうち、A1は「法令改正を伴うもの」、A2は「通知等の改正によるもの」となっている。

数値の御説明をさせていただく。調査票①のA1が10件。ただし調査時点以降に実施済みとなっているものなどが含まれており、また、令和3年に一定の見直しを実施したのも1件含まれている。この中で、今後見直しを実施していくものについては、告示改正を行うという回答になっており、法律の委任を受けて計画の内容、計画期間等を告示で定めているものについて見直すということだと受け止めている。調査票①のA2は37件。この1～2年で計画策定の見直しの趣旨を踏まえて実施済みのものも一定程度含まれている。調査票②のA1が0件。政令や省令、告示で初めて計画策定の義務付け等を行うものは少なく、多くは通知・要綱等によるものであり、母数が少ないと考えている。調査票②のA2が6件。実施済みのものも1件含まれている。なお、調査表②について、検討中が23件、見直しを予定していないもの等が161件と回答があった。

資料5は、A1、A2として回答があったものの抜粋である。これらの回答の中には、既に実施済みというものも含まれている。

まず、調査票①のA1として回答があったものである。1番、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の市町村計画を市町村による共同策定が可能であることを明確化する告示についての改正を検討するものということである。2番から5番までは、昨年からの地方からの提案募集の中で出ていたものであり、今年度検討を行うとしていたものになる。障害児福祉計画、障害福祉計画の計画期間の延長、市町村計画については共同策定についてという検討内容であり、現在、社会保障審議会の部会で検

討に入っているとのことである。対応する場合は、期間延長については告示改正、共同策定は新たに告示で明示するというものと認識している。6番から9番までは、調査時点の6月1日以降、国会において一定の対応をなされた法律が成立しているということで回答いただいている。6月15日に成立したこども基本法の規定により、都道府県と市町村はこども計画の策定の努力義務が設けられたところであるが、その一方で、都道府県及び市町村の子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画、その他の子どもに関する施策を記載する計画と一体のものとして作成することができる旨が規定されているものである。10番について、これも実施済みであるが災害対策基本法に規定する市町村の個別避難計画は、もともと内閣府の取組指針というもので定められていた。災害時に配慮が必要な方の個別の避難計画の策定が適切であると示されていたところ、近年の台風災害を受けて、令和3年に市町村の努力義務として規定した一方で、同じ改正法で個別の方の障害や要介護に関する情報をマイナンバー連携で入手可能とするといった負担軽減を実施したものである。

次に、調査票①のA2として回答があったものである。回答の中には、既に自主性・自立性に配慮しているとか、改正を実施済みであって、今後必要に応じて検討を行うというものもあるので、それらは割愛し、今後の方向性が明らかなものを幾つかピックアップして説明する。1番、市町村地域防災計画は、市町村の共同策定について検討するもの。5番は既存計画との統合を求めるもの。6番、7番は複数市町村での共同策定を求めるもの。9番は計画との一体策定、手続の簡略化を求めるもの。11番は複数市町村の共同策定を求めるもの。12番だが、これは構造改革特区の計画の変更認定の申請について、具体の事案において軽微なときは報告にしてほしいという要望があったため、それを検討するというもの。13番から15番は、地域協議会が策定主体の計画の検討主体について、自治体の役職のレベルを下げるというもの。17番は計画の内容、様式の簡略化を求めるもの。18番、19番は昨年の提案募集を受けて検討するというもの。20番以降は実施済みのものである。ほとんどが昨年の提案募集への対応をしたというものであり、内容は他計画と統合することの通知、一部が負担軽減というものである。

最後に、調査票②のA2として回答があったものである。1番から5番は今後のものであり、6番は提案募集を受けて実施済みである。1番は今年の提案募集に入っているもので、提案に対応していくという意向を示しているものと認識している。2番から6番までは、財政措置のために提出する計画の様式の策定に関して回答されているものと認識している。

資料6は、各府省からいただいた回答について一覧の形でまとめたものである。資料では緑色の表頭になっているものが調査票②であるが、根拠の観点から見ると、政省令を根拠とする計画は少なく、1桁だった。告示を根拠とするものや閣議決定によるものも数件と少なかった。多くが通知や要綱によるものと認識している。

御説明は以上である。特に、今後のスケジュールに乗ってくるA1、A2と回答があった

ものについて、御意見等いただければ幸いです。

(勢一座長) それでは、議論に入る。

事務局からの説明のとおり、各府省からA1、A2で御回答いただいた内容について御意見をいただければと思う。また、この照会結果を通しての御所見等についても御発言をお願いする。

(磯部構成員) A1で回答があったものは、法令改正を伴うので、法令改正をやる気だとの回答ということでしょうか。

(木村参事官) 法令ということで括っているのが、告示改正が入っている。

1番については検討を行う、議論を行うということなので、告示改正の方向でということだと受け止めている。2番から5番についても、関係する審議会があるので、その結論次第ではあるが、告示改正を行うという予定だと認識している。6番から9番はこの調査時点が6月1日時点だったので、それ以降に法律を制定して、制度的には一体化ということも規定したので対応済みというものである。通知等において、プラスアルファで何か出されるかもしれない。10番についても実施済みということであると認識している。

(磯部構成員) A1になりそうな何か傾向はあるのか。まとまったのは比較的簡単にとか誰が見ても問題があるということでシンプルにそうなったのか。本当はA1であってほしかったのがA2になっているものにはどんなタイプのものが多いのかとか。

大きな傾向とか、事務局でいろいろ分析、整理される中で、この手のものはこちらにまとまってきているとか、何かあるようであればヒントになるかとは思う。

(木村参事官) 資料7を御覧いただきたい。今回の提案募集は、昨年から重点募集テーマにしているが、地方から求めるもののカテゴリー的に申し上げると、廃止を求めるもの、他の計画と一体的に策定すべきことを求めるもの、あとは手続等の緩和、記載事項の見直しといったことで整理されているように、今年2月に取りまとめたいただいた提言の中でもこうした観点からのまとめがあったので、各省が自主的に検討する場合にもこうしたことを考えながら検討していただいたのかと考えている。

また、骨太の方針が途中で出たので、一体策定や共同策定といったものも骨太の流れで検討いただいたのではないかと推察する。

1番は、そうした共同策定について、これまでの政府の方針、提案募集といったものを踏まえて、自主的にやっていた。2番から5番については昨年の提案募集であり、同じく流れに沿っている。我々としては6番から9番、こども基本法は議員立法なのだが、議員立法の段階で一体的なものを作成できるという記載が既になされていた。これは立法府側や法制局側で、我々の取組について配慮いただいた結果であろうと考えている。

(足立構成員) 1番から10番のうち1番から9番は、医療、介護、子ども子育て関係であり、社会保障関係に相当し、10番のみ避難計画である。このように、一定社会保障の

関連する提案が多い傾向があり、子ども関係については子ども基本法で現在検討されている。法令改正への質問及び要望として、本来想定していたしかるべき内容は提案されてきているのか。

(木村参事官) 我々が想定していたものというのは特段なく、確かにこれまでの統計的に分野的に増えてきたものは統計を取ったことがあるが、それについて必要性という所までは我々は検討していない。ただ、今回いただいたものについては共同策定等が多いということで、提案募集の資料7にあるように廃止を求めるものというものまではまだ踏み込みにくいのかと思う。それは、どういった主体がその法律を進めてきたかという問題があるうえ、法律体系も関係してくると考えられ、なかなかそこまでは踏み込めていなかったとは言えるが、ただ、各府省はかなり頑張っていたという印象がある。

(足立構成員) 共同策定の1番の医療、介護の総合的な確保の促進では、医療は公的医療機関を中心に集約・統合が進められており、介護は高齢者が安心して地域に住んでいける総合的サービスとしての地域包括ケアシステムが推進されてきている。確かに、共同策定として明確化することは重要であるが、議論が多岐にわたる恐れが生じないでしょうか。

(木村参事官) 当然、各審議会でも御議論いただくには包括ケアの単位というものや医療の逼迫した状況をどうするかというまた別の問題があると思われ、それはまた関係省庁と連携しながら検討していくものかと考えている。

(原田構成員) 今回の調査は非常に意義が大きいと思う。これまで十分に可視化されてこなかった情報が可視化できたという点では非常に大きな意味があると考えている。

他方で、今回リストで挙がってきているのはA1とかA2だが、A1やA2について考えるよりも、A1やA2に入ってこなかったものをどう考えるかということのほうが重要で、A1やA2の共通要素がもしあるとすれば、それを取り出した上で、それと同じような性格を持っているのに今A1やA2に入っていないものについてどういうふうに考えるべきかということも我々としては何かやったほうがいいのか、それとも自治体にそれは任せるべきなのか、そこはなかなか難しいところだが、A1、A2以外の計画についても検証が必要なのではないかと思う。

(勢一座長) 確かに今回の調査自体がA1、A2をピックアップするという作業の中で行われてきたという経緯もある。コロナとも重なっており、なかなか詳細な調査ができないという環境の中での調査であり、恐らく我々がもう少し深掘りをする作業を何らかの形で進めるといって御指摘のとおりだと思ふ。A1、A2に入っているものの必要性やあるべき姿というところから共通点や特性を探っていくという形で何らかの整理分析ができると、皆様の御指摘にかなう形になるかと思う。少し難易度が上がっていくが、提案募集の議論もしながら皆で考えていければと思う。

(磯部構成員) 資料4の「検討状況の概要」の注釈に、法律に根拠があるもので見直しの可否を含め検討中が53件、それ以外見直しを予定していないものが402件あったとあ

る。その中にこれまでの地方分権改革により見直しを行ったため、見直しを予定していないものなどを含むものもあるが、402件のうち、見直しを行ったのもう終わっているというものは幾つあるか。

(木村参事官) まず、見直しの要否を検討中のものは別カテゴリーのBになる。402はCである。Cの関係は、今回の資料6のCで措置済みであると言っているものが幾つかあったことから、こういった記載をさせていただいている。ただ、今回、実際にCを細かく見てカテゴリー分けするところまでは手が回っていない。今後の課題かもしれないが、今回はA1、A2ということで整理させていただいて、Cについては各省のコメントをそのまま載せているというものになっている。

(勢一座長) 調査自体が完全に現状を把握できていないという部分もあり、実際にそれぞれの担当がどういうカテゴリーで回答してきたのかということも、もしかしたら今後詳細に詰めないと実態は分からないのかもしれない。ただ、取りかかりとしては整理ができたことは意味があろうかと思うので、少なくともA1、A2の分析からもう少し深掘りができればと思っている。引き続き皆さんもぜひ御研究をいただけるとありがたい。

2 次に、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官から議事(2)「令和4年地方からの提案募集における「計画策定等」に係る提案について」に関する説明があり、その後、質疑応答が行われた。

(木村参事官) 資料7は、令和4年の地方からの提案のうち、計画策定関係をまとめたものである。

この計画策定と見直しに係る提案については、この表にあります大きく5つの区分で整理させていただいております。廃止を求めるもの、他の計画と一体化または代替すべきことを求めるもの、認定や協議など策定等に係る手続について見直しを求めるもの、記載事項について見直しを求めるもの、期間設定について見直しを求めるものに区分しております。この提案いただいたもののうち21件について、関係府省ヒアリングを行う。

ヒアリングスケジュールは、8月1日及び2日に計画関係の提案を求めているが、関係府省との調整の結果として、4日午前中にわたる部分もある。

当日は適宜御発言をよろしくお願い申し上げます。

(勢一座長) 御説明のとおり、関係府省ヒアリングにおいては発言も可能である。この機会に今回の提案について御質問等いただければと思う。私と磯部構成員はこれまで提案募集検討専門部会の議論について、状況は承知しているが、今回初めての参加となる構成員の方々、今御質問いただければと思う。

(足立構成員) ヒアリングは個別ごとに評価する考え方が基本になるが、今後を見据え共通の評価基準を作成するが必要にならないか。例えば、62番と63番の財政措置である。補助金等の要件を条件としているか否か、条件とする場合にどのような条件を求めるの

か。このような基準は明確にしておくのが望ましいのではないか。

(木村参事官) まず、一般的なスタンスについては、2月に取りまとめていただいたところでこういった観点から見直すべきだということをお願いした。我々としては、それに加えて、今回の提案募集を踏まえて入れるものがあれば入れられるかなということでも、提案募集に係る作業をしている。

財政については非常に難しい課題だと思っており、やはり交付金等については、補助金適正化法で必要な資料は提出していただくことになるので、そこで計画方式がいいのか、ほかに代わるものがあるか、難しい問題になってくるので、今回の提案募集を通して、そういったものができるのであれば我々も考えていく方向が見えるかと思っている。

(足立構成員) 例えば廃止によって、事務負担の軽減だけでなく、財政措置の変更等が生じる場合に、優先順位を検討していく必要がある。このとき、財政的な視点から優先順位を検討する考えもあれば、事務負担の軽減という作業時間から優先順位を検討する考えもある。

(勢一座長) 確かに提案募集は個別の提案に基づいて議論を行うことが基本だが、今回計画策定については、もう少し横串を刺して議論をすべきだということでこのワーキングも設置された。ぜひそういう問題意識を共有しながら議論ができればと思う。

(磯部構成員) 62、63の補助金財政を前提条件としない、というのは気になる。結局補助金の制度運用の問題なのではないかという気もするが、それに計画策定が材料として使われており、そういう意味で負担になっている。ヒアリング当日は、もっと各提案者がこういう趣旨で廃止してほしいとか、こういう支障が具体的に生じているという各自自治体なり提案者が作ってきた資料とか個票はあるのか。これは事務局への質問で、今日の資料だけ見ていたら、一体何を手がかりに詰めればいいのかと足立構成員がおっしゃるのももっともなので、そこを確認しておく。

(木村参事官) 別途、個票や法律など、提案団体の提出資料についてお渡しする。

(原田構成員) 私も全然作業に参加したことがないので何とも言えないが、一方では、計画が形骸化しているので策定義務を廃止してほしいというのは分からなくはないが、他方で、計画が形骸化していることのほうが問題なのではないかと思うところもあり、複雑だと思いながら資料を読んでいた。

(勢一座長) まさに御指摘のとおりの場合もたびたびあるので、そういう実質化という議論も踏まえて、計画をどう取り扱うべきかという形の議論になろうかと思うので、ぜひ厳しい指摘をお願いします。

(金崎構成員) 私も初めてなものですから、ざっくばらんにいろいろな分からないことはそこで確認をしていきながら議論に参画させていただきたいと思う。

(勢一座長) 令和4年度の提案募集に向けて、構成員の皆様、ぜひ引き続きよろしくお願ひ申し上げる。最後に事務局から。

(木村参事官) 本日は貴重な御指摘をいただき感謝申し上げます。

議事（１）については、今後、地方三団体等への照会に進んでいきたい。また、議事（２）についても、８月１日からのヒアリングどうぞよろしくお願い申し上げます。

次回の日程等は、また改めて御連絡する。

（勢一座長） 構成員の皆様には貴重な御意見等をいただき、感謝申し上げます。

以上をもって、本日のワーキンググループは終了とする。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）